

広尾町の自然環境や景観資源と再生可能エネルギー発電施設との
調和に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、広尾町の自然環境や景観資源と再生可能エネルギー発電施設との調和に関する条例（以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（再生可能エネルギー発電事業者の遵守事項）

第2条 条例第5条に規定する再生可能エネルギー発電事業者（以下、「発電事業者」という。）の責務及び条例第19条に規定する維持管理について、発電事業者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 関係法令（関係行政機関が策定する指導要綱、ガイドライン等を含む。以下同じ。）を遵守すること。
- (2) 災害防止、土砂流出、排水等の対策を講じること。
- (3) 太陽光発電事業者は、自然環境及び景観を損なわないように努め、既存樹木の保全や植栽等により通行者、車両等から直接太陽光発電施設が見えない対策を講じるなど、周辺環境及び景観との調和に配慮すること。
- (4) 太陽光発電事業者は、太陽光発電施設の整備により、絶滅危惧種など希少野生動植物の生息地に重大な影響を及ぼす恐れがあるとき、または水脈の遮断等により周辺の生態系を損なう恐れがあるときは、事業の即時中止や生息調査の実施など必要な対応を行うこと。
- (5) 太陽光発電事業者は、反射光、騒音、振動、熱、電磁波等により、周辺関係者の生活環境を損なわないよう、太陽光発電施設の配置の配慮や、植栽、柵塀、緩衝帯等の設置等により、対策を講じること。
- (6) 事業関係者以外の者が事業区域に容易に立ち入ることができないよう柵塀等を設け、事故防止対策を講じること。
- (7) 事業区域の外側から見えやすい場所に、発電事業者、連絡先等を示した標識を設置すること。
- (8) 再生可能エネルギー発電施設（以下、「発電施設」という。）の設置後は、災害及び事故の発生並びに自然環境、生活環境、景観等を損なうことがないように、適切に保守点検及び維持管理を実施するとともに、事業区域の清掃、除草、植栽の剪定等の環境整備を行うこと。維持管理に除草剤、殺虫剤等の薬剤を使用する場合は、周辺へ影響を与えないよう十分配慮すること。
- (9) 大雨、洪水、暴風、豪雪、落雷、地震等による設備の破損や地域への被害が発生するおそれがあるときは、事前点検等により設備の破損や地域への被害の発生を防止することに努め、設備の異常又は破損等により地域への被害

が発生するおそれがあるときは、速やかに地域への周知と安全を確保する措置を講じること。

- (10) 発電施設に起因して発生した苦情等に対しては、迅速かつ誠実に対応すること。
- (11) 発電事業を承継する場合は、維持管理、廃止等において必要となる措置を、責任をもって承継すること。
- (12) 発電施設を廃止したときは、関係法令を遵守し、発電事業者の責任において速やかに施設の解体、撤去、廃棄その他適切な措置を講じ、施設を設置する際に森林を伐採している場合は、植林の実施等により自然環境及び景観の回復に努めること。
- (13) その他地域との調和を図り、周辺関係者と良好な関係を保つこと。

(事前協議)

第3条 条例第11条に規定する事前協議は、再生可能エネルギー発電事業に係る概要書(様式第1号。以下、「概要書」という。)を町長に提出するものとする。

(近隣住民等への説明)

第4条 条例第12条第6項に規定する報告は、再生可能エネルギー発電事業説明会開催報告書(様式第2号)により報告するものとする。

(届出)

第5条 条例第13条第1項に規定する届出は、再生可能エネルギー発電事業に関する計画書(様式第3号)により、届け出るものとする。

- 2 条例第13条第3項の規定による変更後の事業計画は、事業計画変更届(様式第4号)により町長に届け出るものとする。
- 3 条例第13条第3項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
 - (1) 設置工事の着手又は完了の予定年月日の変更
 - (2) 太陽電池モジュールに係るものを除く工作物の構造耐力上主要な部分以外の部分の材料又は構造の変更
- 4 町長は、第1項及び第2項の届出があったときは、町ホームページ等で内容を公表するものとする。

(工事完了の届出)

第6条 条例第16条第1項に定める届出は、再生可能エネルギー発電施設の設置完了(中止)届(様式第5号)により、届け出るものとする。

- 2 条例第16条第2項に定める検査の結果は、再生可能エネルギー発電施設の適合

確認通知(様式第6号)により、通知するものとする。

(廃止の届出)

第7条 条例第17条第1項に定める届出は、再生可能エネルギー発電施設の廃止届(様式第7号)により、届け出るものとする。

- 2 条例第17条第3項に規定する届出は、再生可能エネルギー発電施設の廃止後に行った措置届(様式第8号)により届け出るものとする。
- 3 町長は、第1項及び第2項の届出があったときは、町ホームページ等で内容を公表するものとする。

(事業の承継)

第8条 条例第18条第1項に定める届出は、再生可能エネルギー発電施設の事業承継届(様式第9号)により、届け出るものとする。

- 2 発電事業者は、地位の承継を受ける者について、あらかじめ町長による審査及び承認を受けなければならない。
- 3 発電事業者は、前号の審査のため、地位の承継を受ける者に係る資産及び負債の状況、組織体制その他町長が必要と認める書類を提出しなければならない。
- 4 町長は、地位の承継を受ける者について、財務の健全性や管理体制等に鑑み、当該再生可能エネルギー発電事業について付された条件を履行する能力がないと認めるときは、第2項の承認をしないものとする。

(立入調査等)

第9条 条例第25条の規定による立入調査は、再生可能エネルギー発電施設の立入調査実施通知書(様式第10号)により通知し行うものとする。

- 2 立入調査は、発電施設等の敷地に立入り、原則として外観目視調査及び施錠確認調査により行うものとする。ただし、外観目視調査のみで調査の目的を果たせない場合は、当該施設等の内部に立入り、設置等の状況の確認をすることができるものとする。
- 3 立入調査は、条例の施行に必要な限度において行うものとする。
- 4 条例第25条第2項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証(様式第11号)とする。

(助言又は指導)

第10条 条例第26条第1項の規定による助言は、原則として口頭により行うものとする。

- 2 条例第26条第1項の規定による指導は、指導書(様式第12号)により行うものとする。

する。

(勧告)

第11条 条例第26条第2項の規定による勧告は、勧告書(様式第13号)により行うものとする。

(確認通知)

第12条 条例第26条第3項に規定する指導又は勧告に対する必要な改善が行われたことを認める通知は、改善措置確認通知書(様式第14号)により行うものとする。

(公表)

第13条 町長は、条例第27条の規定による公表の予定期間(以下「公表予定期間」という。)の初日の14日前までに、発電事業者に対し勧告違反事実公表予告書(様式第15号)により、公表を行う旨を予告するものとする。

2 条例第27条に規定する発電事業者が、同条第2項の意見を述べるに当たっては、公表予定期間の初日の3日前までに、意見書を提出するものとする。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、令和8年8月1日から施行する。